

令和7年青森県東方沖を震源とする地震にかかる 《災害救援ローン》《災害救援住宅ローン》のお取扱いについて

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災された皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。当金庫ではこの度の災害を受け、その復興を目的に特別金利の「災害救援ローン」「災害救援住宅ローン」を次の通りお取扱いしますので、ご案内いたします。

被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

[令和7年青森県東方沖を震源とする地震にかかる災害救助法適用地域]

県	市区町村
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、上北郡七戸町、上北郡東北町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡大間町、下北郡東通村、三戸郡南部町、三戸郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

※2025年12月9日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

商品の概要		
	災害救援ローン	災害救援住宅ローン
融資対象者	当金庫会員に所属されている方並びに当金庫管内に居住する勤労者の方	
融資限度額	生活資金 1,000万円以内 住宅資金 2,000万円以内	1億円以内
適用金利	固定金利 年1.10% (団体会員の方・団体会員以外の方)	固定金利選択型3年 年0.750% 固定金利選択型5年 年0.850% 固定金利選択型10年 年1.100% 全期間固定金利型 年1.750%
	※保証料を含んでおります。	※保証料は別途必要になります。
返済期間	生活資金 10年以内 住宅資金 25年以内	固定金利選択型3年 固定金利選択型5年 40年以内 固定金利選択型10年 全期間固定金利型 35年以内
用途	生活資金 災害復旧に要する生活資金、 災害時の当座の生活資金等 住宅資金 災害による住宅の建築・購入・改修費等	被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建築費・購入費等
担保	不要	必要
保証	保証協会の保証	保証協会の保証
確認書類	罹災証明書をご提出いただきます。	罹災証明書をご提出いただきます。
お取扱期間	2027年3月末日までの申込受付・実行分まで	2027年3月末日までに申込受付・2028年3月末日までの実行分

※金利情勢の変動等により、お取扱期間中に適用金利を見直す場合があります。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。